

会議録

会議の名称	西東京市文化財保護審議会 平成26年度第3回会議
開催日時	平成26年12月5日（金曜日）午前10時から正午
開催場所	西東京市役所保谷庁舎 防災センター（会議会場：6階講座室1）
出席者	委員：鈴木委員、石井（則）委員、石井（正）委員、近辻委員、都築委員、茅々良委員、山下委員、保坂委員 事務局：山本課長、吉田係長、阿久津主事、亀田文化財保護専門員
議題	議題1 報告事項 (1) 西東京市文化財保存・活用計画について (2) 下野谷遺跡の指定について (3) 文化財事業実施報告 ・埋蔵文化財事業 ・その他の文化財事業 議題2 協議事項 (1) 登録文化財制度について 議題3 その他 (1) 次回審議会の日程について
会議資料の名称	資料1-1 登録文化財制度について 資料1-2 西東京市文化財保護条例 改正案 資料2-1 西東京市文化財保存・活用計画について 資料3-1 下野谷遺跡の指定について 資料3-2 下野谷遺跡国史跡関連 新聞報道（一部） 資料4-1 埋蔵文化財調査一覧・文化財事業一覧（平成26年9月12日～平成26年12月4日） 資料4-2 縄文の森の秋祭り参加団体 資料4-3 「切り絵と写真でみる西東京市」チラシ 資料4-4 文化財めぐり「西東京市の戦跡をめぐる」当日配布資料 資料4-5 文化財事業に関するアンケート集計 その他の配布資料 ・「とうきょうの地域教育」 No.117 東京都教育委員会 ・「東京の文化財」 第118号 ・「適正な埋蔵文化財行政を担う体制などの構築について これからの埋蔵文化財行政に求められる体制」（報告）抜粋 ・「東京都における遺跡整備と活用」 ・「市民との協働による遺跡の活用 第39回全国遺跡環境整備会議」
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	

議題1 報告事項

(1) 西東京市文化財保存・活用計画について

事務局：

資料2-1参照。

西東京市の文化財保存・活用計画は建議にも大きく書いていただき平成26年度・27年度に策定を予定している。9月にプロポーザルを行い、11月5日には支援業者が「株式会社インテージリサーチ（以下「インテージ」）」という東久留米に本社がある会社に来た。西東京市の色々な教育計画等にも携わり業績のある会社である。現状はまだ初期段階。今年度は基本的には庁内検討委員会を発足し、4回開催し下野谷遺跡の案件を主に話している。

また、市内の文化財の纏めを平成26年度の間に行い、27年度4月に策定委員会を立ち上げ実質的な動きを行っていかうと考えている。市民の意識調査も含め、来年度内に終わらせ纏めるようにしていく。策定委員会には文化財保護審議会の先生方からも数名、委員として参加していただきたい。

鈴木会長：

ようやく少し先に進んだという感じだが、今後の事業の方が大事なのでそこも進んでいってほしい。

○都築委員：

平成27年度予算の中どういった内訳でやっていくのか。

事務局：

平成26年度・27年度の2カ年でこの計画を進めていくということで予算計上をしている。従って、26年度の業者の支障がなければという前提で、27年度については引き続き契約ができるようにしたい。

(2) 下野谷遺跡の指定について

事務局：

資料3参照

下野谷遺跡の指定については先生方に答申が出た日に通知文と同封でご報告をした。

11月21日に国の文化審議会から文部科学大臣宛に「国の指定するように」といった答申をいただき、これではほぼ2月頃の官公告示を以って国の史跡指定になることが確定した。まず、都築先生や石井先生のご協力もあり、9月30日に、今回指定となる西集落を纏めた総括報告書を刊行した。7月の事務的な具申書とあわせ、文化庁からの審問に向けた手続き等は完了した。そして10月に諮問があり、第3調査会で審議を終え、11月の答申に至った。その間庁内でも4回目の検討委員会を開き、市議会でも色々な質問に答えて諸々の理解をいただいた。3回目の地域住民への説明会も行った。しかしまだまだ説明不足な部分もあるので、説明会は今後も丹念かつ真摯に行っていきたいと考えている。

資料3-2には、下野谷遺跡を取り上げている新聞記事を抜粋。ちょうど11月22日が内閣解散の報道と重なったことにより予想よりも小さい記事になってしまった。しかしこ

に記載はないが、東京新聞が11月25日・26日に田無のアスタセンターコートで急遽行った展示会の案内をしてくれたおかげで、多くの方が見学にきた。それから「スマイルタウン通信」というこの辺り一帯の新聞に折り込まれているタウン誌にも12月3日に載せていただいた。後はFM西東京等でも広報してもらい、市のホームページでもトピックスという形で掲載をしたりするなど、なるべく周辺住民の方々の目に着くようにした。

来年度以降本格的に色々な事業をしていかなければいけない訳だが、今年も国庫の補助事業をいただいたので、これを元に進めていきたい。平成27年度分の国庫の補助事業の計画は1月の文化庁のヒアリングの中で決まってくるかと思う。

指定後は「保存・管理計画」を策定しなければいけないが、現在は市内の文化財全般の「西東京市保存・活用計画」を進めているので同時進行は難しいところがある。そこで「西東京市保存・活用計画」に下野谷遺跡をしっかりと位置づけた上で、「下野谷遺跡保存・管理計画」を策定したい。故に、策定は平成28年度以降2カ年或いは3カ年で進めていこうと考えている。

今回の国史跡の指定地は、遺跡公園を含めた市有地と国有地である。今回は集落の一部指定なので、今後は西側集落全体の指定を目指していくことになる。しかし、指定の候補地の範囲は今後管理計画を策定していく中で詳細変わっていくと思う。

○都築委員：

今回の史跡指定としての範囲を決めたのは、現在の下野谷遺跡と道路を含む両隣の敷地を国指定として挙げたということで、今後何年かかけて外側太線の部分も指定の方向で位置づける、ということか。

事務局：

そうである。

近辻委員：

将来的な指定候補の範囲は大体確定しているわけですが、青梅街道沿いである南側部分は予定からも外れているのか。

それから、議会でも意見のあった点だが、4回の住民説明会があったというが、地元の方にとってはどうも順番が逆でないかという感覚がある。説明会の前にもう少し相談みたいなものがあったら然るべきではないかと。そのあたりの様子を事務局方から補足してほしい。

多々良委員：

全く同感。第3回までの住民説明会での住民の反応みたいなものは是非聞いておきたかったなと思っていた。それから今の質問の様に今後の指定候補地をどのように活用していくのかという部分でのこれからの計画性等があれば教えてほしい。

石井（則）委員：

今回の指定については大変な努力があったと思う。今は亡き吉田格先生、瀧沢浩氏がおそらく1番喜んでいると思う。後問題は、早稲田が保管している資料をどうするかということかと思う。やはり資料は全て西東京市にて保管するというのが大事だと思う。それと同時に、報告書には地元で遺跡の保護に尽力した市民の名前がのっていない。今

回の指定もそういった人たちの力が大きい。

今後は整備委員会を立ち上げなければならない。

鈴木会長：

住民への説明会というのは非常に大切だと思うし、この事業は昔から今後まで関わっていく人達との結晶だと思うので、その部分が報われる形で進めていってほしいと思う。

○山下委員：

国指定どころか下野谷遺跡の存在そのものがまだ市民に知れ渡ってないと思う。「こもれびホール」のエントランスなどの場所でいいと思うが常時縄文土器を展示するということはできないか。

鈴木会長：

遺跡は動かない土地そのものなので出土物も含めて宣伝する必要があると思う。事務局で少し検討していただきたい。それから1番問題なのは、土器は大切な文化財ですからセキュリティ一面をしっかりと考えてもらいたい。

石井（則）委員：

すぐに何かおこすというのは難しい。これから遺跡をどうフォローし活用整備していくのかというプロジェクトに5～10年かかる。その際お金もかかる。じっくりと時間をかけてやっていかないと上手くいかないと思う。

○都築委員：

活用の方法については山下委員の意見も1つだと思う。先程の近辻委員や夢々良委員の危惧は、地元ではいきなり国指定になってもすぐには受け入れられないのではとのこと。今後地元住民の方々からの理解を、まずは史跡候補の範囲に入っている土地の人達にわかるように。今後は、保障問題等の課題が出てくると思う。理解をいただける様に広報活動含めて努力してもらえればと思う。これからの1番大変だと思うが、みんなが「よかったね」と言う様な史跡になると思うので頑張してほしい。

石井（則）委員：

次回の審議会を下野谷の近くの集会所でやっていただいて、先生方にじっくり見てもらっていただければ大変効果があると思う。やはり文審の先生方がちゃんと知ることが出来るということが1番だと思う。

鈴木会長：

近隣住民、西東京市民、文審や色々な関係者が報われるような形でぜひ進めていってほしいと思う。

○山下委員：

国指定になったということをチャンスとしてPRしてほしい。

多々良委員：

施設の問題や展示品の安全性を考え、手順を踏んでいくべき。

事務局：

先程のご質問について簡単に説明する。

まず指定候補地の範囲についてだが、集落の範囲がすべて入るような形で定められている。もちろんこの集落の範囲は確定ではないので内容の確認調査を少しずつ入れていく予定である。その結果次第では青梅街道沿いがもう少し広がる可能性もありえる。ただ南以外は地形的な問題から基本的にそれほど変わらないと思う。この指定候補地は今わかっている範囲の住居址の出ている範囲を含めて西側集落を包括しているものになる。

それから報告書に関しては次の更なる報告書を用意していく予定。一般の方向けのパンフレットの作成のほか、研究集会をして専門的なものも作るなど考えている。

事務局：

今回の指定の経緯については、市の総合計画に載せ、文化財の保存・活用を計ってきた。それを受けて平成19年度に下野谷遺跡公園ということで一部を市で購入し、一部を国から借りて公園を整備し保存・活用をしながら市民に周知を計ってきた。その中で当時の文化財保護審議会で下野谷遺跡の市の指定が検討された。その後東京都や国の調査官が訪れ、市の史跡ではなく国史跡に相応しいという意見をいただき、それに向けて市として様々な取組みを事務方としてやってきた。今年度から「第2次総合計画」という10年間行う計画が設定され国史跡を目指すに近い案文を織り込んだ。今年度から始まる5カ年の教育計画の中ではストレートに「国史跡を目指す」というような文章で計画上に載せた。併せて文化財の保存・活用計画を今年と来年の2カ年で策定する予定になっており、ここに於いて下野谷遺跡については具体的に踏み込んだ計画を作る予定だった。そういった意味で計画的に進めることになっていたのだが、相続が発生し、東京都と国に相談した。その結果、遺跡の価値の高さや保護の必要性がより明確になり、市の方針を決定する会議を開き指定に向けた方向性を決めた。地権者との協議の末、7月に同意をもらい、住民説明会の中で可能な範囲で説明をした。住民の皆様の反応は、「計画性が非常にないのでは」というご指摘をいただいた。事務方としては計画に則ってやってきているつもりだが、住民の方々には中々周知がされていなかったということでの指摘だったと思う。文化財として残すことの意義は充分理解出来るが、財産の問題、それからコミュニティの問題をどう考えるかという意見もあった。

今後は該当箇所に関しては丁寧に説明し、少しでも理解を得たいと考えている。それによって指定についてさらに同意を得られれば、と考えている。

次に指定地の活用については、展示施設も含め、現時点では平成28年・29年の2年間で保存・管理計画を策定したいと思う。これは地域住民の代表の方も含め、専門家の方々の会を作り、その中で検討していきたいと考えている。

展示の問題については今回アスタのセンターホールにて、2日間臨時で展示会を設定した。大変多くの方に見ていただいたと感じている。また、今下野谷遺跡の常設展示をしているのが西原にある郷土資料室だが、場所が遠く見学者が多くはない。来年度に向けては予算の中で、常設している下野谷遺跡関係の内容をアップしたり、郷土資料室まで案内板を立てたりといった対応出来るものについては予算計上をした。

それから指定を受けた段階では、記念行事検討をしている。来年度に関しては市民を巻き込んだ様々なイベントを出来るように担当と検討しており、国庫補助金を活用し対応していきたいと思う。

寿々良委員：

「市民を巻き込むイベント」と同時に近隣に住んでいる方々に指定になった際のことについて心配を排除するような説明をていねいに行っていくべきだと思う。少しそれを深めていただければと思う。

事務局：

今後公有地に関しては国指定の答申をいただいたことにより、住民の方々には具体的にご説明やお答えが出来るようになるので丁寧に対応していきたい。

○都築委員：

出来ればもう少し組織を整えられれば良い。

石井（則）委員：

最近は出土したひすいなどを専門に狙う強盗もいる。展示の時にはやはり防備という問題も大事。

鈴木会長：

これから益々保存・活用という方向で可能性のある世界に広がっていくと思うので、是非先生方のご意見を反映して頑張ってもらいたい。

(3) 文化財事業実施報告

○事務局：

資料4参照。

「文化財ウィーク」について資料を基に説明。

写真展の両庁舎での巡回展示も行っている。

なお、「縄文の森の秋まつり」、郷土資料室で行った切り絵の展示、それと「文化財めぐり『西東京市の戦跡をめぐる』」、それから先日アスタで行った「下野谷遺跡展

五千年の時を超えた語らい」についてのアンケート回答を参照してほしい。アンケートを分析すると色々なことが見えてくる。次回以降の審議会でご意見いただきたい。今回もすべての事業に市民ほか多くの方々のご協力をいただいている。

こちらからも何お返しができるものとして、例えば今回も「ふれあい市場」という商店街のイベントに参加したり、あるいは学校のインターンシップを受け入れたり等、そういったことも含めて相互に協力体制を作っていく形を作れたら良いと思う。また、テレビの地方局でも下野谷遺跡の国史跡の答申を受けた報告を流している。

それに関連し、2つの資料をつけた。一つは、文化庁の報告書の抜粋。市民との協働や活用について纏めたもので、一生懸命頑張っている国内いくつかの事例の中の1つとして下野谷遺跡のことを取り上げてもらった。

もう1つは全国遺跡環境整備会議の資料「東京都における遺跡整備と活用」

都内でどんな史跡があってどんな活用をしているのか、といった表が載っている。そ

の中の1つに、下野谷遺跡を東京都の中で「今後注目すべき整備・活用の史跡」ということで取り上げていただいた。他市からの講演依頼も増えた。そういった活動をしていきながら、まずは地域の皆様に知っていただくこと、それからそれ以上に広く多くの人に下野谷遺跡を知っていただいて、広く活用が出来るように模索していければと考えている。

議題2 協議事項

(1) 登録文化財制度について

○鈴木会長：

協議事項に入る。事務局からお願いします。

事務局：

資料は1-1の表裏と1-2参照。1-1は前回出したものと全く同じ。前回の会議までで大方の方向性が決まったので、今回条例の改正案も作った。

しかし、まだ検討を要する点がいくつかある。まず1つは「名称」の問題で。登録文化財制度という、国も含めて色々使っている名称があるが、それよりも西東京市の文化財をリスト化して台帳化していくといった方向性には文化財の登録制度、「文化財登録制度」といった名称の方が相応しいのではないかというお話をいただいた。なので、まずこの名称をどういう風にしていくのかを考えなければならない、ただし制度名をどちらにするにしても登録された文化財自体の名称は「西東京市登録文化財」という風になるのではないかと思うので、今回の条例の改正案ではそういった名称を使っている。

それから2つ目。「指定文化財との関連をどうするか」。登録文化財制度を導入している他の自治体の例を見ると、文化財の指定を準備する段階のリストとして使っているところが多く見られる。つまり指定の手続きの一環として行っている指定文化財は基本的にリストに載ったものから順次指定をされていくといったシステム。そういった形にするのか、それともそこまでのものを今は求めずにまずは台帳化といったイメージで、それとはまた違う形で進めるのか、そこのところを検討していただきたい。

それから、「管理謝金をどう設定するか」、「税の優遇措置を行うか」、また、管理謝金を設定すると非常に関連すると思うが「公開を義務化するか」ということ。これ以外に何かあったらご意見をお願いしたい。

資料1-2は改正案。「西東京市文化財条例」という元々ある条例に追加をする形で作った案。

まず制度名については現段階では述べていない。

登録制度の範囲は「有形文化財・無形文化財・建物・その他諸々の種別全てに等しく掛かっている」イメージで書いている。

登録をすることと指定文化財の関連は、「指定を受けるための必須事項」という形では書いていない。これは、もしリスト化することが必須となると、例えば草加の自治体の条例を見ると、「まず登録文化財が先に来て指定文化財になる」という条例順になっている所が多い様だが、そういう形を取らない方向で書いたので、「指定文化財の話をしてから登録文化財の話になる」という様な自治体の例を参考にしている。

「管理謝金」「税の優遇措置」についても今回は考慮していない。従って公開というものに関して「当然努力していただきたい」というようなことは以前から言っていたが、この条例上での明文化はしていない。

また、改正案に網掛けをしている所が今回こちらの方で加筆した部分になる。それから「第19条 記録の作成等」の全文、ここはもしかすると「リスト化」という意味での登録文化財制度に非常に関連するかと思われ、今まである条文なのだがここを動かす、或いは変えていく必要があると考えているので現在枠線で囲っている。

さらに、元々の西東京市の文化財条例というのは「登録文化財があることが前提となっていない」もので、指定文化財のことを「市文化財」と呼ぶことになっており、「指定文化財」と「登録文化財」の差異がわかりづらくなるので、「市文化財」を「市指定文化財」と置き換えている。

また、章立て無しに1条からできていたが、わかりにくいため「第1章 総則」として「目的・定義」という様なものを入れ、「第2章 指定文化財」、「第3章 登録文化財」、「第4章 雑則」、「第5章 罰則」という形で章立てした。今回第3章を追加で書いているがまだ練り込んだものではないので、文言も含め全体の形状の改善をたくさんのご意見等を基に行っていきたい。

鈴木会長：

今までの議論を進めながら検討を要する点と、一応改正案という形で案文が作られているのでその辺りで意見を伺いたい。

○保坂委員：

登録のプログラムと指定のプログラムが繋がって西東京市の文化財制度ができるのではないかと思う。そうした時に登録と指定のプログラムの違いはなんなのか、ということをはっきりしなければいけない。恐らく登録の方は市内における文化財を網羅的に台帳の中に記載して、見学の機会、或いは学校教育の機会に役立たせるということだと思う。それに対して指定の方は元々の条例でそうなっているが、特に重要なものを確実に保護するプログラム。ある程度の管理資金をきちんと導入して、保存・管理を所有者にしてもらおう。また市が補助や専門的な面で助言したり指導したりするもの。この様に中身を使い分けていく、違いをハッキリ出す、そういう意味で私は、市の文化財制度の中の登録のシステム、プログラムのだ、という趣旨で前回「文化財登録制度」と申し上げた。ただ他の市町村或いは国等で、「言葉の使い方がある程度決まっていますよ」ということならば私は特にこだわるものはない。

また、「第3章」を新しく入れた様ですが、ここで何かが破綻している所は私が見たところないが、恐らくむしろ中身の問題で、「登録のレベルと指定のレベルをどういう風に使い分けるのか」その目的をちゃんとそれぞれ言えないといけないと思う。私はそこだけの様な気がしている。

1点質問をさせていただく。本日色々な案が出てきたが、一方で先程あった今日の報告事項の中で、平成28年度に西東京市の文化財保存・活用計画を策定すると仰ったが、その中でこの文化財条例改正というのは非常に大きな位置を占めるはずだと思う。なので、本日出てきた案でサッと決めるようなことではないのではないかと思う。その辺りの関連やタイムスケジュールといった議論の時間的な問題等はどのようにしていくのか、少しその辺りを教えてほしい。

鈴木会長：

非常に長時間議論し、途中、下野谷遺跡の問題で途切れた時はあったが、これは一応

いつ頃条例を作る予定か。

事務局：

登録文化財についてはこれまで審議会でも指摘されてきたように、市内の文化財がどんどん散逸している。「貴重な文化財については現在指定するまでのものと捉えられていなくても是非登録をすることによって大事に保管していく、という市民への意識を持ってもらうということも含めて制度導入をすべきだ」というご指摘をいただいた。それで文化財保護審議会の中で長い間審議いただいていたということもあり、前回登録文化財制度そのものについては一定の合意が得られたという風に理解をし、今回条例の改正案を出させていただいた。しかし、保坂先生がおっしゃった様に当市の場合は文化財の保存・活用計画というものは体系的にないので、市内の文化財をどういう風に扱っていくのかというのが計画の1つの大きなテーマだと考えている。従って、それと並行して行える時間をいただければ、それが1番ありがたい。従って平成27年度中に方向性が纏まるよう一定の条例の改正を以って議会で示し、市民の方々にもお知らせする、といった手順を踏んでいきたいと思っている。

石井（則）委員：

登録文化財制度の発足時点というのは要するに、建造物がどんどん失われていくということで早急にまずは登録しようということがスタート。登録制度は早く導入すべき。昔の話とか方言など急速に失われているものも登録文化財制度をスタートさせれば計画的に採録できる。まず早く制度を発足させることが大事だと思う。

冨々良委員：

私もこれまでの審議経過を見て、石井委員の意見はもつともだと思う。この年度内でスタートさせるというのは賛成。その一方、全体の計画、保存・活用計画が出来た時には、それを支える条例はどういうことになるのか。場合によっては本日改正案が出てきた「文化財条例」の再改正ということもあり得るのか。

事務局：

そうである。

事務局：

先程保坂先生のおっしゃった「指定と登録のレベル・基準」等の問題だが、やはりそこが1番難しいところなので、そこも先生方からご意見をいただく必要があるが、他に西東京市の条例中にはこれ以外に「西東京市文化財指定基準」というものが1つある。そこには「西東京市が指定する文化財」についての細かいことが書かれている。本来条例と一緒に入れてしまった方がわかりやすいと思う。文化財の審議会も別立ての状態。石井先生の仰っていた通り登録文化財制度は早急に進めたいと思っているが、全体の条例自体の大きな枠組みを見直した方がこの機会に良いのかなと改正案を作っている中で思った。そういったご意見も含めて今回一度持って帰り次回以降ご検討いただけたらと思う。

○都築委員：

先程ありました指定と登録の違いについてだが、登録制度を発足すると指定のものは全て登録及び指定になるのか、ということなんですよね。登録の中で指定に値する文化価値の高いものを指定するという手順を踏むのが通例だと思う。だからいきなり指定になるということはありません。登録した者の中で特に価値の高いものだけを指定にするという方向で検討することでいいと思う。

管理者金をどうするのかということだが、市の運営上の問題とか登録文化財の位置付けによって変わってくると思う。例えば指定文化財でも公開の義務化は出来ないと思う。それから税の優遇措置について、他の自治体の事例などを見てもらえれば上手く整理出来ると思う。

鈴木会長：

公開については文化財の種類によって大分違う。建築の場合は大体外に出ているからどこからかでもすこしでも見えれば良い。文化財の種類によって設定をきめ細かくするのかという問題もある。

鈴木会長：

優遇制度は、建築物の場合は固定資産税が発生する。それから実際に修理する時の設計管理の補助金が出てくる。そう考えると建築物は相当メリットがあると思う。

事務局：

今回条例を見直した際、「第19条 記録の作成等」という所だが、本来はこれをもって記録調査をしなければいけなかったと思う。

鈴木会長：

この制度は作って終わりではなく、どんどん調査していくなど、そういうことが続いていかないといけない。

○保坂委員：

少し話しが戻るが、登録の方は網羅的にリスト化するものにする。例えば極端な話だが「大きな災害等が起きたその後に、どんな西東京市内の文化財が壊れず守られて残っているのか」とかいうことをすぐに確認できるし、或いはその場で救出活動に役立てたり出来る。そういう意味ではあまり重く調査して重く位置付けるというよりは、基本調査をしてリストをきちんと作っていくことではないかと思う。それに対して指定文化財というのは一定の貴重な価値を持った文化財であって、登録文化財のレベルとは違うものだと思う。小学校3年生・4年生の社会科の教育等でも積極的に使っていく、他のものもそうなのかもしれませんが特に指定文化財のものに関しては教材化を進めていくようなものだと思う。ただそれが文化財の価値が高い・低いという説明を書いたものでやってしまうのではなく、性質の違いで書き分けていくことが適当ではないかとも思う。

謝金については少額でも登録文化財の所有者の意識を啓発するという意味では、一定の価値はあると私は実感している。ただそれでも予算など中々難しいというのであれば、もっと軽くスタートするという意味で、無くても良いのではないか。公開や活用に関しては協力依頼をすとか、或いは保存についても協力をお願いするという様な表現があるのかなという風に思う。

鈴木会長：

所有者の意識が「持っていることがある程度の名誉だ」と思えるような制度になっていくことが理想だと思う。

○保坂委員：

登録証を発行するなど。

石井（則）委員：

国では表に看板を出していてよくわかる。

鈴木会長：

これについては、今日全ては決められないので読み込んでいただき、次回以降に検討をしていきたい。

麥々良委員：

なるべく今年度中に決めた方がいいと思う。

○事務局：

今日の意見を参考に練り直したいと思うので、お気付きの点等ございましたらメール・電話・お手紙等で次回の審議会までにいただけるとありがたい。それらを取り込んでまた案を作り直してもう1度出したいと考えている。思いついたご意見を随時いただきたい。

麥々良委員：

資料を読んでじっくり来ない所が1つある。条例第2条の(1)の「建造物、絵画、彫刻～」と書いてあるが、建造物とそれ以外では性質が全く違うと思う。それで違うものもそこに括っているから「考古学等の学術上の価値の高い歴史資料（以下『有形文化財』という。）」という表現があるのではないか。有形文化財と無形文化財を分けるために(1)と(2)がある気がする。これを整理して建造物は(3)の「家屋その他の物件」と出ているのでそこに含めていけばもう少し中身が整理されるような気がするがいかか。

○都築委員：

あくまで今回は「第3章 市登録文化財」の文言を含めた内容の選考があって、既に条例に定められている部分はいじらない方が良く思う。検討するのは第3章の文面についてだと思う。

麥々良委員：

19条はそのままではなく、少し変えたい。

事務局：

第19条に関しては枠で囲ってあるのでここはご検討いただきたい。「第3章」と「第19

条」が検討していただく対象になる。

杵々良委員：

確かに第2条関連があって、第19条の書き方がどうなっているかという「国、都又は委員会が指定した文化財以外の文化財」という風になっている。その「以外の文化財」に加えてほかも入れていて、これが第2条に入っていないからここで書かざるを得なかったんだと思う。本当は第2条に抜ける民俗資料に入っていればこんな書き方にはならないと思う。

事務局：

杵々良先生がおっしゃった様に第2条と第19条のところは少し書き直していきたいと考えている。文化財の選別に関しては、現状の文化財保護法と照らし合わせ、もう1度よく確認をしておく。

鈴木会長：

実は文化財の用語の使い方というのは国の文化財保護法の使い方、これも1度に決まったわけではなくて順番に作られて付け加えられてきた制度だから、多少わかりにくい。

今回、市の登録文化財のことをまずきちんと把握して、それをとにかく良好な形で出発させていく、ということが最優先だと思う。それに関与して、文化財の基準の方も出来てくると思う。

議事3 その他

(1) 次回審議会の日程について

鈴木会長：

次回は2月27日金曜日。本日の審議会は以上

以上